労働審判手続の申立てに必要な書類について

〇 申立てをする裁判所(管轄裁判所)

井 通	相手方	例外
① 相手方の住所, 居所, 営業所 又は事務所の所在地を管轄す る地方裁判所	個人の場合	日本国内に相手方の住所及び居所がないとき, 又は住所及び居所が知れないとき
ジルビノル 8X 十リ アリ		その最後の住所地を管轄する地方裁判所
② 労働者が現に就業し、又は最後に就業した事業主の事業所の所在地を管轄する地方裁判所※ 申立時に現存する事業所であること	法人の場合	日本国内にその事務所若しくは営業所がない とき、又はその事務所若しくは営業所の所在地が 知れないとき
が必要です。	(外国の社団・ 財団を除く)	代表者その他の主たる業務担当者の住所地を 管轄する地方裁判所
③ 当事者が合意で定める地方裁 判所	外国の社団・	日本国内にその事務所又は営業所がないとき
※ この合意は書面によらなければ なりません。	財団の場合	日本における代表者その他の主たる業務担当 者の住所地を管轄する地方裁判所

〇 提出書類等(郵送可)

- * 書類を作成・コピーする際は、左側に2~3センチ程度の**綴じ代**を設け、書類ごとにステープラーで綴じてください(<u>左側2カ所</u>)。
- * 正本とは、裁判所用に提出する**記名押印した書面**です。 **A4判縦**の用紙を使用して<u>横書き</u>し、<u>契印</u>するか下 部余白に<u>ページ番号</u>をふってください。

① 労働審判手続申立書	正本 1通	
	写 し 相手方の数 + 3 (例:相手方が1名→正本1通+写し4通)	
② 予想される争点につい ての証拠書類	写 し 相手方の数 + 1 (例:相手方が1名 → 写し各2通) ※ 各証拠の1ページ目右上に『甲第1号証』『甲第2号証』…と朱書きしてください。 ※ 原本は申立人が保管し、労働審判手続期日に持参してください。	
③ 証拠説明書	正本 1通	
	写 し 相手方の数 (例:相手方が1名 → 正本1通+写し1通)	
④ 資格証明書 1通(証明日から<u>3ヶ月以内</u>のもの)	申立人または相手方が法人の場合に必要です。代表者事項証明書, 全部事項証明書等があり,法務局に申請して取得します。	
⑤ 申立手数料 (収入印紙)	労働審判を求める事項の価額によって変わります。詳しくは裁判所にお問い合わせください。※割印はしないでください。	
⑥ 郵便切手 (相手方への郵送料)	①~③迄の相手方分の重さに50gを足した重さに対応する普通郵便切手 (例:①②③の相手方分の重さ180g → 50gを足すと230g → 切手は250円分)	
場合により必要な書類	委任状(弁護士に委任した場合)管轄合意書(東京地方裁判所を管轄裁判所とする合意書)※ 管轄外申立てであることが前提です。	

(受付及び問い合わせ先)

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4